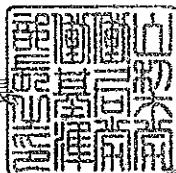


山梨労基発 0530 第 2 号
平成 25 年 5 月 30 日

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会会長 殿

山梨労働局労働基準部長



平成 25 年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施
及び労働基準関係法令等の周知について（要請）

向夏の候、貴職におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働基準行政の行政運営につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、政府全体で取り組む毎年 6 月の「外国人労働者問題啓発月間」において、事業主等をはじめ広く国民一般を対象として、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号。以下「指針」という。）に基づいた適正な雇用管理、労働条件及び安全衛生の確保対策、不法就労の防止等について啓発活動を行うこととしております。

つきましては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法等の労働基準関係法令及び指針は、日本国内の事業に使用される労働者であれば、外国人についても適用されることに関し、各地区労働基準協会及び各地区労働基準協会会員企業に対する周知に格段の御配慮を賜りますよう、御願い申し上げます。

お問い合わせ先

山梨労働局労働基準部 監督課

電話 055-225-2853

FAX 055-225-2783